



和歌山市公報

令和5年（2023年）8月1日
第1756号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 規 則 】

- 44 和歌山市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を
改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (指導監査課) 1
- 45 和歌山市財務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (生活支援第2課) 2
- 46 和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ (産業政策課) 2

【 訓 令 】

- 7 和歌山市戸籍事務取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・ (市民課) 3

【 告 示 】

- 317 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (障害者支援課) 3
- 318 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・ (障害者支援課) 3
- 319 自転車の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (まちなみ景観課) 3
- 320 自転車の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (まちなみ景観課) 4
- 321 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (まちなみ景観課) 5
- 322 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・・・・・ (納税課) 6
- 323 公示送達（令和5年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴
収））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (介護保険課) 6
- 324 公示送達（市県民税普通徴収督促状及び市県民税特別徴収督促状）・・・・・・・・ (納税課) 6
- 325 公示送達（令和4年度国民健康保険料更正通知書並びに令和5年度国民健康保険
料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・ (国保年金課) 6
- 326 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (障害者支援課) 7

【 公 告 】

- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (都市計画課) 7
- 道路の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (建築指導課) 7

【 教 育 委 員 会 告 示 】

- 12 教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (教育政策課) 8
- 13 教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (教育政策課) 8

【 規 則 】

和歌山市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月20日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第44号

和歌山市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（平成21年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とする。

第4条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（電子申請による届出）

第4条 業務管理体制の整備に関する届出システム（以下「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、前2条の規定にかかわらず、届出システムに必要事項を直接入力するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年7月20日揭示済）

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第45号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第54条に次の1号を加える。

（17）電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年7月31日揭示済）

和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第46号

和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市企業立地促進条例施行規則（平成29年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「ア及びイに規定する事業（以下「IT等サービス業」という。）又は同号ウに規定する旅館業」を「に規定する特定サービス事業」に改める。

第4条第4号ア中「インターネット附随サービス業」の次に「、小分類711—自然科学研究所、小分類726—デザイン業、小分類743—機械設計業及び細分類9294—コールセンター業」を、「に係る事業」の次に「（以下「IT等サービス業」という。）」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、エを削る。

第7条第1項第7号中「特定専門サービス業」を「IT等サービス業に」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

2 この規則による改正後の和歌山市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる指定の申請について適用し、同日前にされた指定の申請については、なお従前の例による。

（令和5年8月1日揭示済）

【 訓 令 】

和歌山市訓令第7号

和歌山市戸籍事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月20日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市戸籍事務取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市戸籍事務取扱規程（平成22年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「平成14年法律第153号」の次に「。以下この項において「公的個人認証法」という。」を、「個人番号カードをいう。」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

（令和5年7月20日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第317号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月20日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010 1242 16	ヘルパー ステーション誠心	和歌山市 湊御殿1 -5-4	居宅介護、 重度訪問介護	特定なし	株式会社 誠心	和歌山市湊御殿 1-5-30	令和5 年7月 1日	令和11 年6月3 0日

（令和5年7月20日揭示済）

和歌山市告示第318号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月20日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010 1223 01	ベスト ケアなかお	和歌山市中 之島940 -26	居宅介護、 重度訪問介護	身体障害者	株式会社 中尾	和歌山市中之島 940-26	平成2 9年2 月1日	令和5 年7月 31日

（令和5年7月20日揭示済）

和歌山市告示第319号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 7 月 8 日及び同月 1 4 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 7 月 6 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 5 年 7 月 2 1 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 3 2 0 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、岡東公園及び城東公園	令和 5 年 7 月 3 日、同月 4 日、同月 5 日、同月 1 0 日、同月 1 1 日、同月 1 2 日及び同月 1 4 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年7月21日揭示済)

和歌山市告示第321号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年7月24日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年4月8日及び同月14日	令和5年4月21日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年4月5日	令和5年4月21日
和歌山市内一円市道上	令和5年4月11日	令和5年4月21日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1
電話 422-4100

(令和5年7月21日揭示済)

和歌山市告示第322号

差押調書（謄本）及び当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月25日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年7月25日揭示済)

和歌山市告示第323号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和5年度第1期及び2期の納期は、 令和5年8月4日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年7月25日揭示済)

和歌山市告示第324号

市県民税普通徴収督促状及び市県民税特別徴収督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月31日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和5年7月31日揭示済)

和歌山市告示第325号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年8月24日に変更する。

令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年8月24日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和5年8月24日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年7月31日揭示済)

和歌山市告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護リハビリ手t o手	和歌山市狐島600番地1 シマハイツ105号	訪問看護	令和5年7月1日
訪問看護ステーションACC ORD	和歌山市南出島68番地2	訪問看護	令和5年7月1日

(令和5年8月1日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年7月24日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市内原字開660番2	(登載省略)
和歌山市楠見中字久保理35番1	(登載省略)

(令和5年7月24日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の変更をしたので、公告する。

令和5年7月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	指定の年月日	旧新	指定道路の位置	指定道路の幅員及び延長
3-10 5	昭和46年 4月1日	旧	和歌山市湊通丁南1丁目6番1の内、6番2の内、6番3の内、6番4の内、6番5の内、6番6の内、6番9の内、7番4の内、6番4の先、6番6の先	幅員 4.0m 延長 65.00m
		新	和歌山市湊通丁南1丁目6番1の内、6番3の内、6番4の内、6番5の内、6番6の内	幅員 4.0m 延長 36.98m

(令和5年7月24日揭示済)

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第 1 2 号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 5 年 7 月 2 4 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 5 年 7 月 2 7 日（木） 午後 6 時から
- 2 場所 和歌山市西汀丁 2 9 番地
教育文化センター 2 階 第 2 会議室

3 事案

- (1) 令和 6 年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択について
- (2) その他

(令和 5 年 7 月 2 4 日 掲 示 済)

和歌山市教育委員会告示第 1 3 号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 5 年 7 月 2 7 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 5 年 8 月 1 日（火） 午後 6 時から
- 2 場所 和歌山市西汀丁 2 9 番地
教育文化センター 2 階 会議室

3 事案

- (1) 令和 6 年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択について
- (2) その他

(令和 5 年 7 月 2 7 日 掲 示 済)